

平成 27年（ ）第 号 石木ダム事業認定効力の執行停止申立事件

申立人 岩下和雄 外23名

被申立人 国

平成27年12月25日

長崎地方裁判所

御中

申立人ら 代理人

弁護士 馬 奈 木 昭 雄

弁護士 平山博久外

証 拠 説 明 書

頭書事件に関して 申立人ら が提出した 甲 D1 号証ないし 第 D2 号証の

証拠の標目、作成者、作成年月日、立証趣旨は以下のとおりである。

なお、書証の記載より明白で、かつ本件訴訟上意味のない事項は省略している。

番号	枝番	標目		作成者	作成日	立証趣旨
D1		石木川の河川開発調査に関する覚書	写	東彼杵郡川棚町川原郷総代川添信一；東彼杵郡川棚町岩屋郷総代松尾岩平；東彼杵郡川棚町木場郷総代楠本五郎；長崎県知事久保勘一；東彼杵郡川棚町長竹村寅次郎	S47. 7. 29	長崎県東彼杵郡川棚町字川原郷、岩屋郷、木場郷と長崎県は、東彼杵郡川棚町長竹村寅二郎の立ち会いの下、石木川の河川開発調査に関し、石木ダム建設の必要が生じたときは、改めて川原郷・岩屋郷・木場郷の地元住民と協議の上、書面による同意を受けた後着手するものとする、との合意をしていた事実
D2		石木川の河川開発調査に関する覚書	写	東彼杵郡川棚町川原郷総代川添信一；東彼杵郡川棚町岩屋郷総代松尾岩平；東彼杵郡川棚町木場郷総代楠本五郎；東彼杵郡川棚町長竹村寅次郎	S47. 7. 29	甲D1号証の覚書は、川原郷、岩屋郷、木場郷の地元住民の理解の上に石木ダム建設作業が進められることを基調として作成されたものであることを確認している事実

以 上